

火災危険性を有するおそれのある物質のフォローアップのあり方について(案)

平成12年にヒドロキシルアミン及びヒドロキシルアミン塩類を指定した際、その時点の年間生産量等を調査したところ、約4000トンであった。この年間生産量等に基づいて、平成20年に開催された「危険物等の危険性に関する調査検討会」の報告書において、火災危険性を有するおそれのある物質を危険物に追加する際の判断条件の一つである年間生産量等（【火災危険性を有するおそれのある物質を危険物に追加した場合における指定数量】×100（倍）×365（日））の考え方が示されている。消防法では公共の安全を図ることを目的として危険物を規制しており、一定数量以上流通している物質を新たに危険物として追加することに一定の妥当性はあるものと考えられる。一方、その後10年が経過し、本検討会において新たな物質等に関する知見も蓄積してきており、上記判断条件について改めて議論することが適当と考えられるところである。

事務局において整理した主な論点（案）は、以下のとおりである。

1 化学的に共通の構造を有する物質の扱いについて

危険物に相当する性状を有するが、流通量が少ないため、新たに危険物に追加すべきものとして扱わないと判断した物質の中には、化学的に共通の構造を有するものが存在する。

これらの物質については、総称としてまとめた形（例えば「〇〇塩類」、「アルキル△△」等のような形式）でフォローアップしていくことが適当ではないか。

2 生産流通の形態に応じた運用について

本検討会においては、科学技術の進展等により新たに出現する物質を主眼として調査・検討を行っているところであるが、化学物質の製造過程において生じる中間生成物の中には、当該製造ライン上でほぼ消費され、一般に流通することのないものも存在すると考えられる。他方、製造された物質が製品として全量出荷されるようなケースも概念上考えられるところであり、その場合には、相当量のストックが市中に存在することになる。

現実には、物質ごと、施設ごとに様々な生産、流通、貯蔵等の形態が存在することから、現在の年間生産量等に基づく判断条件について、種々の生産流通形態を考慮した、よりきめ細かい運用としていくことが適当ではないか。